

平成30年

文教委員会会議録

とき 平成30年9月18日

品川区議会

平成30年 品川区議会文教委員会

日 時 平成30年 9月18日 (火) 午後 1時00分～午後 1時58分
場 所 品川区議会 議会棟 5階 第4委員会室

出席委員 委員長 塚本 よしひろ 君 副委員長 鈴木 博 君
委員 渡部 茂 君 委員 つる 伸一郎 君
委員 南 恵子 君 委員 飯沼 雅子 君
委員 石田 しんご 君 委員 高橋 しんじ 君

出席説明員 中 島 教 育 長 本 城 教 育 次 長
有 馬 庶 務 課 長 篠 田 学 務 課 長
若生学校制度担当課長 熊 谷 指 導 課 長
大関教育総合支援センター長 横 山 品 川 図 書 館 長
福 島 子 ど も 未 来 部 長 高 山 子 ど も 育 成 課 長
二ノ宮児童相談所移管担当課長 廣 田 子 ど も 家 庭 支 援 課 長
佐 藤 保 育 課 長 吉 田 保 育 施 設 調 整 担 当 課 長
大 澤 保 育 支 援 課 長

○午後1時00分開会

○塚本委員長

ただいまから、文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、報告事項およびその他を予定しております。

また、委員会終了後には、先日実施いたしました行政視察の報告会も予定しておりますので、効率的な委員会運営にご協力をお願いいたします。

1 報告事項

(1) 就学援助 新入学学用品費の入学前支給について

○塚本委員長

まず、予定表1の報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)就学援助 新入学学用品費の入学前支給についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○篠田学務課長

それでは私から、就学援助の新入学学用品費の入学前支給についてご説明します。資料をご覧ください。

学務課におきましては、新入学に当たって必要となる学用品費、これまでは通常、入学してから、4月に入ってから申請の手続をいただきまして、認定されれば7月に支給するといったものでございましたけれども、実際に入学学用品等をそろえるのに一番必要な時期、入学学用品費を支給するという形で今年度から始めたところでございます。

この9月から、新1年生、それから新7年生に向けて、入学案内パンフレット等を送りまして、そちらの中でも周知をしていくということで、本日も報告をさせていただきます。

それでは資料中央、対象者から説明をさせていただきます。新入学学用品費を前倒しで支給するというのは、来年、平成31年の4月に新1年生、新7年生になられる方々から始まることとなります。細かい条件はこちらに書かれているとおりでございます。

2番、支給金額でございます。新1年生については4万600円、新7年生につきましては4万7,400円支給するものでございます。

3番、支給時期でございます。新1年生につきましては、平成31年2月の下旬、新7年生につきましては、平成31年3月の中旬を予定しております。それぞれ違うのは、手続上の違いがございまして、7年生につきましては、現在6年生で受給されている方が対象になり、その方に支給するというところでございますので、6年生の第3回の支給時に合わせまして一緒に支給するというところでございます。新1年生につきましては、まだ入学されていらっしゃらない方々でございますので、これから新たに申請をしていただきまして、こちらを2月の下旬に支給するというところで予定しております。

おめくりいただきまして、裏面でございます。申込み方法でございます。1年生につきましては、先週14日の日に新入学の案内パンフレットを各ご家庭に発送させていただきました。そのパンフレットの中に、こちらの就学援助の前倒し支給についてのご案内を一緒に入れましたので、こちらを受けまして、10月31日までを期限とし、申請を受け付けるということとなります。申請いただいた方々につきまして収入等の審査をいたしまして、認定された方については、先ほど申し上げたとおり2月の下旬

に支給をすることになります。

新7年生につきましては、先ほども申しあげましたとおり、現在6年生で就学援助の対象になっている方には自動的に支給するということになりますけれども、資格をお持ちでありながら、まだ6年生で申請されていない方に関しては、改めて学校を通しまして周知をし、申請が漏れているということであれば、改めて申請をしていただきます。それで、間に合えば3月の中旬に支給するという形になります。

なお、いずれの方につきましても、その他のところに書かれているとおりでありますけれども、今回申請されなかったとしましても、4月に入ってから改めてご申請いただきまして、その場合には7月に、今までどおりのタイミングで支給するということになっているものでございます。

5番、その他にはさまざま書かれておりますけれども、一番下、(5)に書かれております生活保護を受けられている方は、申請ができないことになります。というのは、生活保護の保護費のほうから入学準備金が支給がされるということでございますので、就学援助の対象にはならないということになっているものでございます。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○南委員

新1年生あるいは新7年生の対象となる方は、大体何人いらっしゃるのか、人数を教えていただきたいのが1つです。

それから、それぞれ金額が示されたのですが、この金額の内訳、入学準備に必要なものはどういうものがあると教育委員会としては考えているのか、1年生と7年生のその中身を教えていただきたいと思います。それが2つ目です。

それから、1年生の場合、区の就学援助では、1年生の入学準備用品として2万3,890円となっているのですけれども、今回4万600円ですか。この金額の差がどういうことになっているのか、標準服も入っているのかなと思ったのですけれども、そのあたりも教えていただきたいと思います。これは7年生についても同じです。

○篠田学務課長

まず、人数でございますけれども、現在想定してございますのは、小学校新1年生については、入学予定者が550人と見ております。これは例年の入学者に対する認定率と絡めて、そのぐらいだろうと思っています。それから中学校につきましては、おおよそ430人程度になるだろうと考えているところでございます。

続きまして、金銭的な中身のお話でございますけれども、こちらは3つ目にいただいたご質問の金額アップの理由ともつながってくるのですが、これまで小学生については2万3,890円、また7年生については2万6,860円という金額で、基本的に就学援助につきましては、財調の算定単価をこれまでずっともとに、それを参考にきてきているということでございます。

それを踏まえまして、教育委員会の中で教育長が決定してきているということでございますけれども、今回、国の就学援助の補助金の基準単価が上がったということがございます。それに対して、財調の単価が昨年度の予算要求の時点では据え置かれていたことがございましたので、今回、国の補助金の基準額に合わせた形で引き上げをしているということでございます。ですので、当然中身、入学の準備にかかるさまざまな費用についても、ある一定程度は各種調査等で私どもは把握しているところであるので

すけれども、金額の1つの考え方として、今回引き上げられた国庫の補助基準額を参考にしているというものでございます。

○南委員

それなら、新1年生は2万3,890円から、これからは4万600円になるという理解でいいのですね。国の基準が変わった、引き上がったということですね。わかりました。それはそれとして了解をしたいのですが、実際にかかる費用が4万600円で果たして足りるかというのが、1つ心配なところなのです。

国会でのやりとりを見てみましたら、当時の文部科学大臣が、国で調査した金額が当時の小学校1年生で5万3,697円、中学1年生が5万8,603円になっていると。当時の国の補助金が、品川区の入学準備金よりもさらに低い額ということで、半分以上違うわけだと答弁されているのです。そういうのがあって引き上げになったのだらうと思うのですけれども、この金額を決めるに当たって品川区は調査をされたのですか。国の補助金が引き上がったことで引き上げるのは、否定はしないのですけれども、実際どれくらいかかっているかということを調査して、その上で必要な額を算定して公表していくことがいいのかなと思っているのですけれども、そのあたりはどうだったのかを教えてくださいたいと思います。

○篠田学務課長

区としまして、新入学に必要な経費を調査したということはございません。ただ、例えば先ほど委員がからご指摘の国の調査ですとか、さまざまな機関で新入学に関する経費に関しては調査がございますので、そういったものを踏まえつつ、今回は国の補助単価を踏まえたという形で引き上げになっているものでございます。

○南委員

私は、調査をして、実態をきちんとつかんで支援をするのであれば、きちんとそういう裏づけを持って実態を見て、出すことがいいのではないかと思うのです。それで、4万600円に上がったことは否定するものでは決してないのですけれども、例えばこの4万600円を受ける方、新1年生で、小中一貫校に入る場合は大抵制服があります。制服がここには2万円と書いてあるのですけれども、2万円ではおさまらないと過去の経験で思っているのです。

金額がどれだけ今かかっているかは、具体的に聞いてこなかったのですけれども、何年か前で2万3,000円だったか、そんな金額だったので、それだけでも半分を使うわけです。そうすると、新入学学用品費で2万3,890円と、前回まではそういう金額だったので、それに2万円足したにしても、大きな自己負担が出てこざるを得ないと思うので、やはり調査をする必要があるということが1つです。

それから、制服代というのは、この4万600円の中に構成として、内訳として入っているのか。ランドセルにしても、かなり高いです。2万円台というところもなくはないのですけれども、多分そういうランドセルを購入する方が実際いらっしゃると思うのです。そういう実態を見たときに、この金額でどうなのかなと思うので、その辺の4万600円の構成をどういうふうに組み立てたのかというところを教えてくださいたいと思います。

○篠田学務課長

まず1点、制服代でございますけれども、基本的に制服代につきましては、この新入学学用品費とは別に算定をして、こちらは入ってからですけれども、支給しているものでございます。

それから、構成についての調査等というお話でございます。こちらでも文部科学省ですとか、その他さまざまな経済統計等の数字を用いまして、一定程度は把握しているところでございます。ただ、1つ問題なのが、新入学の学用品費については、さまざまご家庭によって差があるというところで、例えばランドセルの話にしましても、ご自身で負担されている方も当然いらっしゃるけれども、結構いろいろご親戚の方等からいただいているという話もお伺いします。

ですので、必要な経費として幾らかというのを把握するのは、当然必要なことだと思っておりますが、それがイコール実態になっているかといったところもあろうかと思っておりますので、その辺を十分精査する必要があるのではないかと考えているところでございます。

○南委員

統計を見ているという話ですけれども、私は品川区民の実態というのを見て、金額を算定するべきだということは主張しておきたいと思えますし、そういう方向で、ぜひこれからはやっていただけるように、努力をしていただきたいと思うことをつけ加えたいと思えます。

それから、制服については年度に入ってから出すということですが、実際、入学式に、親心、子ども心としては、着ていきたいというのがあります。出さなくはないのですが、年度に入ってから出す、その辺をどういうふうにご考慮されるのかを、先ほどの答弁の関係では伺いたしたいと思います。

それから、対象者の数字は先ほど紹介していただいたのですが、漏れてしまうことがないようにすることが、1つ大事なことだと思うのです。そのあたりの周知はどういうふうに行なわれているのか、先ほど説明がなかったと思うので、伺いたしたいと思います。

それと、これは私も不勉強で、よくわからないので単純に聞きたいのですが、1年生は4万600円、7年生は4万7,400円いただくわけですが、それに使った費用はこれだという領収証の添付とかというのは義務づけられるのですか。その辺を知りたいと思えます。

○篠田学務課長

制服等に関して、新入学前の支給はいかがかというお話でございます。今回、前倒しで支給するのが新入学の学用品費ということで、1つの金額として決まっているものを支給するという形になってございます。実際には就学援助に関しまして、さまざまな形で必要な経費をお支払いしているのですが、中身によっては当然、もっと早くもらいたいというものも出てくるということはあるかと思えます。

新入学学用品費に関しましては、特に他の自治体でも先行して、幾つかの自治体で行っているという実態がございまして、それは現実の問題として、新入学に必要な経費は新入学前にかかるだろうということがあって、そういうことが進んでいるのだと思えます。したがって、今後、社会情勢等さまざまな変化があれば、場合によってはそういったモデルケースの対応というのものもあり得るのかなと思えますけれども、その辺は十分周りの状況を注視しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、漏れに関してですが、今回、新1年生に関しましては基本的に、対象者となる学齢期のお子さん全員の方に、新入学の案内パンフレットを送ってございますので、基本的にはこちらで漏れることはないだろうと考えております。この後、例えば転入等でいらした方については、そのときに必ずお知らせするという形をとってまいりたいと思っております。

また、7年生に関しましては、基本的には6年生で受給されている方は、そのときに支給がされます

ので、漏れるとすると、今言ったような形で途中転入された方、あるいは当初お話をさせていただいたとおり、まだ申請されていない方というのはあり得ると思いますので、こちらは学校を通しまして、逆に言うと受給される方に関しましても、いきなり3月に4万7,400円が振り込まれて、これは何のお金かとなってしまいかと思いますので、その数値も含めて、学校を通して今回通知をしているところでございます。

それから、領収証等の関係ですけれども、基本的に就学援助の場合は、お支払いしたのものに関しまして、後でチェックといったことはしてございませんので、領収証等を出していただくようなこともございません。

○南委員

ありがとうございました。漏れないようにということは、最大限努力をしていただきたいということが1つです。

それから、制服については、新たな気持ちで入学をする子どもに対して、当初から制服を着て入学式を迎えられるように、そういった配慮というのは、私は教育的な配慮という点で必要だと思いますので、年度に入ってからということではなくて、一緒に支給ができるようにしていただきたいということは、改めてお願いをしておきたいと思います。

それから、さっき聞きそびれたのですが、制服の標準服の金額が2万円となっているのですけれども、私はもう少しこれより多いのではないかと感じてきたのですが、この金額、実態がどういうふうになっているかつかんでいるのか、つかんでいたら、その金額を教えてください。

○塚本委員長

南委員、あとはよろしいですか。まとめて言ってください。

○南委員

わかりました。実際、現在の自民党の総裁選があって、誰が総裁になるか、まだわからないですけれども、どういうふうになったとしても、自民党政権としては今年の10月から3年間の中で、生活保護基準の引き下げが予定されているという報道があります。そういう中で、引き下げとなったならば、受給者の7割近くが減額になるということで、最大で5%のカットになると新聞でも報道されていると思います。

特に、母子加算の削減、この間もありましたけれども、同時に実行されるので、子どものいる世帯はさらに不利益になると予想されるわけです。そういう安倍政権による生活保護の引き下げというのは、子どもの貧困対策を法律化してつくったにもかかわらず、それに逆行するものでありますので、私は相当深刻な状況が今以上に進んでいくのではないかとこのことを心配します。

そういう点で、入学前に新入学学用品等々の支給をするという配慮というのは、あってよかったと思うのですけれども、そういう状況の中で、今の基準よりもさらに引き上げていくという方向でないと、とても生活が、入学をスムーズに迎えられないのではないかとこの懸念を持ちますので、まだ実施されていることではないですけれども、そういった場合に、品川区の子どもたちと、さまざまな学校に通わせている所得の低い世帯への支援というのは、もっと力を入れていかなければいけないと思っておりますので、そういう点についての認識、見解を教えてくださいたいというのを最後に言って、終わりたいと思います。

○篠田学務課長

まず、制服でございますけれども、制服につきましては、基本的に義務教育学校全てで制服を導入し

てございます。こちらにつきまして、まず男子でいきますと、幅がございまして、2万5,950円から2万9,600円の間で設定がされてございます。それから、女子でございませけれども、女子につきましては3万650円から3万7,900円となっております。

それから、就学援助の認定の基準等の考え方でございますけれども、これまでも基本的には生活保護費の基準の1.25倍ということで進めてきております。この間、生活保護費の基準が下がったこともございましたけれども、これまで従前の、平成24年の水準をもとにした形で、ずっと計算してございまして、今のところ、これを変更するという考えはございませんので、今後さまざまな社会情勢等の変化があれば、その都度見直していく視点は必要だとは思いますが、今のところ、この水準を変えていくといったことは考えていないということでございます。

○南委員

すみません。答弁の中で出てきた制服の関係です。2万円の支給額に比して、男子も女子も相当オーバーしているという実態があり、それが確認できたと思います。したがって、この2万円も、私は引き上げる必要があるのではないかと考えてございまして、この点についてだけ答弁いただいて終わりたいと思います。

○塚本委員長

簡潔にまとめてください。

○篠田学務課長

ただいま申し上げた金額が、就学援助の基準額を満たしていないということでございます。確かにそういう面はありますので、今後、必要な検討は加えていく必要があるのかなと思っておりますけれども、基本的に、あくまで就学援助でございます。全額を補填する制度ではないということで、現実を踏まえつつ、どこまで補助ができるのか、援助ができるのかといったことも考えながら、今後また進めていきたいと思っております。

○南委員

次回、改めてお聞きします。

○塚本委員長

ほかにはございますか。

○石田（し）委員

1点だけ伺いたいのですが、就学援助を入学前にしていただけるというのは、非常にいいことだと思っております。そんな中で、支給時期が1年生は2月下旬で、7年生が3月中旬と記載されているのですが、実態がどうなのでしょう。そもそも前倒しで支給してもらおうというのは、何かを購入するときに、手元にお金がしっかりあるようにということで、事前に支給してもらおうのでしょうか。入学の学用品を購入される時期というのが、この支給時期の後であれば、非常にマッチする施策になるのですが、これが例えば2月の頭ぐらいに購入等を考えているのであれば、買うときにはこの支給がされていないわけですので、その辺の支給時期と購入時期というところのずれがなく、行われている時期の設定をされているのかどうかだけ教えてください。

○篠田学務課長

委員のご指摘のとおり、本来であれば物品等を購入する前に支給されるのが、一番ベターだと思います。ただ、例えば今回、1年生に関しましては、新入学の手続が始まる時期ということがございますので、新入学の案内パンフレットと合わせて、その時期に手続をとっていただくということを想定してい

るのですけれども、どうしても申請をいただいてから、収入認定に必要な文書の事務的な手続や、振り込みの事務的作業がございますので、一定程度の期間がかかるわけでございます。

通常ですと、新入学、4月に入ってから手続をとっていただいて、一番最初の支給が7月になるということでございますので、やはりその程度の期間がかかってしまうということがございます。それでも1年生に関しましては、できるだけ早目にとということで、2月の下旬の支給ということを考えているところでございます。

それから、7年生に関しましては、現在就学援助が認定されている6年生の方に全て出すというのが大前提でございますので、別の機会を設けて新入学学用品費だけ別に、通常の出すという考え方もなくはないのですけれども、やはり事務上、できればできるだけ整理した形で、毎年度3回目の支給の3月のときに一緒に出させていただければということで、進めているものでございます。

○石田（し）委員

ありがとうございます。ぜひ実態と合うような支給の仕方をしていただければと思います。これは入学前に支給してもらえるので、我々としても非常にうれしく思っていますが、しっかり実態を見て検討していただければと思います。

事務手続に時間がかかるというお話ですが、個別に通知をされているのだから、誰に支給をするかというのがわかっているわけですし、先ほど支給の人数が、新1年生と今の6年生を合わせても大体1,000人ぐらいです。それで、振り込みの時間がかかるというのは、私からすると、そんなにかかるものなのかなと思ってしまいますので、その事務の簡略化も含めて、ぜひ検討を進めていただければと思います。これは要望で終わりますが、よろしくお願いします。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○飯沼委員

聞き漏らしたのであれば申しわけありません。今回挙がっている新入学学用品の内訳、全ての学年で学用品費が出ていますが、ここに当たるものが具体的に何なのかということをお伺いします。今、石田しんご委員からもありましたけれども、実際に役立つ時期にしてほしいという意味では、前倒しで支給がされるということは本当に一歩も二歩も前進だとは思っていますけれども、その中身は何が含まれているのでしょうか。

あと、制服代というのは、義務教育学校の標準服だけで、ほかはないということですよ。分かりました。もう1点は、基準額が生活保護の1.25倍と言われてはいますが、実際に要項を見ても、どこにも金額がないのです。その辺を具体的に、例えば親1人で子どもは小学生とか、親が両親そろって子ども1人等といったときの基準額が、一体どうなのか。よその自治体と比較して、その辺が変わっているのかというのが2点目。

あと、今回の4万600円、国の基準のところが変わってきているということは、これが最低の金額で、自治体によっては上乗せもできるのかどうか、その辺も含めて教えてください。

○篠田学務課長

まず、新入学学用品費の内訳でございます。こちらは先ほどのご質問にもあったのですけれども、区として具体的に調査をかけていませんので、一般的に文部科学省あるいはさまざまな統計調査等で、支援の必要な経費といったもので計上されているものを、私どもも想定しているということでございます。通常は、先ほどからお話の出たランドセルですとか、さまざまなものがあるかと思っておりますので、そちら

は具体的に個々、どれが要るとかという形で算定しているものではないということでございます。

それから、生活保護との基準額の関係でございます。そもそも生活保護費というのは、どこの地域に住んでいれば、基準がいくらで、世帯で何人いれば、それに対して幾らずつ上乘せがされます等、必要な水準が決まってきました、それに対して収入と差があれば、その差額分を出すというのが生活保護費でございます。収入認定に関しまして言いますと、おおよその目安としては、例えば世帯の人数が2人であれば、区から出している就学援助ですと、271万円から298万円ですとか、こういったものをパンフレットでお知らせしているところでございます。

他自治体との関係でございますけれども、正式に比較したものはございませんが、基本的には周辺自治体と、そう大きな差は出ていないと考えているところでございます。

それから、独自の上乗せがあるのかなのかということでございますけれども、就学援助というのがそもそも学校教育法の中で、生活が困窮している家庭に対して一定の援助をすることといった考え方が示されていて、そのやり方については各自治体に任せるとというのが基本でございますので、各自治体ともそれぞれ独自の基準で行っています。ただ、一定程度のよりどころを求めるといったところでは、例えば23区であれば財調の単価を基準にある程度考えているところが多うございますし、今回は財調単価よりも国庫の補助の基準額の見直しがあり、そちらのほうが高くなったということがあったので、それを踏まえた区もありますし、品川もそういったところでございます。

ですので、金額的に何か縛りがあるといったものではなく、それぞれの自治体の判断によってですので、これに対して上乘せする、あるいは実情を見て引き下げるといったことも、もしかしたらあるかもしれませんが、金額についてはそれぞれの自治体が自主的に判断して決めているというものでございます。

○飯沼委員

ありがとうございます。金額的には自治体の判断。国のほうが少しずつは変わって、上がってきているのでしょうか、この4万600円という、多分上がっていると思うのですが、さっき南委員からありましたが、実態的に見ると金額が低い。国の段階でも低いと言っているところにおいては、ぜひ区で実態調査をしていただいて、区で独自で上乘せができるのでしたら、私は品川区の財政からすると、十分できると思っておりますので、ぜひ自治体でできる範囲で努力をして、上乘せをしていただけたらと思います。

ランドセルは2万円では買えないです。4万円ぐらいもかかるといった報告も受けています。あと、制服代は義務教育学校以外は出ていないのですから、すごく負担が大きいかと思いますので、ぜひ利用されている方の生の声を聞いていただいて、金額を検討していただきたいのと、基準額も、私はよその先行して前倒しでやっているところを見たら、品川区と若干違って、もう少し幅が緩やかなところもあるので、ぜひその辺も含めて、基準額のところも引き上げていただいて、よりカバーしていただけたらと思います。これは要望です。よろしく願いいたします。

○塚本委員長

では、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 平成30年度「秋の読書フェア」について

○塚本委員長

次に、(2)平成30年度「秋の読書フェア」についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○横山品川図書館長

では、私からは、平成30年度「秋の読書フェア」についてご案内申し上げます。

図書館では、読書の奨励と利用促進を目的に、「秋の読書フェア」を開催しております。3点ございまして、まず、品川図書館で秋の講演会を行います。元NHKアナウンサーで、元民放キャスターでもある下重暁子氏をお招きし、「極上の孤独」というテーマで講演をしていただきます。日時は平成30年10月20日午後2時から3時半、六行会ホールで定員250人を予定して行います。周知方法は、広報しながら、ホームページ、ポスター、チラシで行ってございます。

2番目、秋の読書フェアとしまして、図書館全館で「秋の読書フェア」という共通テーマの中で、各館独自のテーマを決めて、本の展示と貸し出し等を行ってございます。

3点目としては、秋の子ども読書の日フェアとしまして、平成30年10月1日から31日を「秋の子ども読書の日フェア」とし、全館でブックフェアを行いながら、10月28日には五反田文化センターで、子ども向け映画会、人形劇、おはなし会、工作遊びなど、子ども向けの行事を行う予定でございます。周知方法は、広報しながら、10月の統合チラシ、ホームページ、ポスター、チラシで行う予定でございます。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○石田（し）委員

この対象者というのは、どの層になるのですか。まずそこを教えてください。

○横山品川図書館長

3点のうち、1番と2番につきましては、あらゆる世代を想定しておりますが、講師が年配の方ですので、子どもさんはあまり来られないかとは思いますが。かわりまして3番は、「秋の子ども読書の日フェア」ですので、こちらは子ども向けということで、0歳から最大18歳ぐらいまでの方を想定しているところでございます。

○石田（し）委員

ありがとうございます。特に子ども向けのものに関しては、親御さんたちはインターネットを通じての情報収集をされる世代となっている中で、周知方法の中で唯一あるのはホームページです。毎回我々は言うのですけれども、ホームページというのは、何か情報をとるときに見るのですが、どちらかというとこういうのは、区から発信されて、こういうのをやっているのか、では行こうかなというイベントとなるのかと思うので、特にしっかり対象世代を把握して、その世代に合った発信方法、今は品川区でもさまざま、インターネットを通じて発信されているのは重々わかっていますが、こうやって周知方法を見ると、やはり紙媒体に今でも偏っているのかなと思うので、ぜひその辺は、対象者を考えていただいて発信をしていただければ、区が求めている人たちにもっと届く、より届くのかなと思うので、そこはぜひ検討して、実行していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○飯沼委員

こういったイベントをいろいろ取り組まれて、いいなと思っているのですが、図書館の利用状況とい

うのは、地域的な差などはどこかで調べたことがあるのでしょうか。私は目黒区沿いの方に住んでいると、図書館に行きたくてもなかなか行けないとか、あと、本当に地域の要望を聞くと、ぜひ図書館が欲しいという声はかなりあるのです。だから、いい取り組みがされていても、自転車に乗れる人はどこでもさっと行けるのですけれども、子ども連れだったり、足腰があまり元気ではない方が行けず、つい遠のいてしまって、図書館とは縁がなくなってしまうというような、せつかく小さいうちに行っていたとしても、なかなか大人になって行けない等があるので、地域差的なものを調査されたことがあるのか、その辺で何か資料があったら教えてください。

○横山品川図書館長

今のご質問の地域差での調査は、実態的に調べたことはございません。ただ、あらゆるところからご利用いただけるように、今、大井町駅、武蔵小山駅、目黒駅、あと大崎駅西口に、図書の取り次ぎ施設を設けまして、インターネットの予約、また予約自体は電話でもお受けしますので、そちらでお受け取りできるように、図書館まで来なくても本を手に入れることができるような工夫はさせていただいているところです。委員ご案内の目黒サービスコーナーについては、非常に貸し出し数・返却数ともに伸びている状況で、こう言うのはなんですが、区外の方のご利用も非常に多い状況になっております。

○飯沼委員

ありがとうございます。取り次ぎとか、いろいろ工夫はされていると思うのですけれども、1つ、移動図書館的なもので回るとか、図書に親しんでほしいアピールをするというのは、こういうところに触れると、いろいろやっているのだなと思いますけれども、実際的に姿を見せていただいて、アピールしてもらおうようなことは考えられないのでしょうか。

○横山品川図書館長

移動図書館そのものではないのですが、外に出てのおはなし会であるとか、ブックトークというような催しを積極的に行っているところです。また、本に触れる場として、病院であるとか、大きな保育園だとか、ご要望をいただければ団体貸し出しとして、50冊、100冊という単位で3カ月お貸し出しして、そこをご利用いただくという工夫もしておりますので、そちらをまずはご利用していただいて、スタッフ等も限られてはいるところですが、今後必要に応じて、また検討してまいりたいと思います。

○飯沼委員

それはお願いといいますか、いろいろ工夫していただけたら、例えば車で移動するとか、現在ある施設のコーナーを借りて、一時的に図書館のアピールをするとか、機会がいっぱいあれば、図書に触れる、音楽を聞く等、その楽しみを知るということは、年を重ねていく上でも、すごくいいことだと思うので、ぜひご検討いただけたらと思います。よろしくお願いします。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○南委員

2番目の読書フェアなのですが、秋の読書フェアということテーマにということで、大体どこの図書館も秋というのを考えて、こういうテーマにしたのかなという気もするのですけれども、「ゆったり過ごそう」とか、少し違う部分もいろいろあるのかなと思います。その辺で、秋の読書フェアということで、それぞれの館でのテーマを設定するときに、例えば秋なら秋ということ大事に、コンセプトにして計画をしましょうというような、そういう取り組み、提案になっているのか、こういうテーマをお決めになったときに、その辺が何となく醸し出されてきたのかなと思ったりして、どういうふうになった

のかなというのを知りたいなと思います。

○横山品川図書館長

このテーマ立てのところですが、9館が、品川以外は全部、指定管理者の管理になっています。そのため、月に1回、地区の図書館長会を開いておまして、秋の読書フェアについては年間で予定をしておりますので、大分前から各館で取り組むテーマを決めて、個別のテーマをつくって本を集めてほしいと依頼しました。各館で独自に工夫して、このテーマでやりたいということ、各図書館の蔵書状況等を見ながら決めている形になっております。若いスタッフを中心に、いろいろ工作物をつくったりなど工夫しながら、テーマを決めているものでございます。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○つる委員

前回か前々回の委員会で、毎年報告されていますけれども、読書と学習能力向上の関連性ということで、読書をしているとか新聞を読んでいる各家庭の子どもの成績にプラスの影響があるという報告があったと思います。これは特に3の秋の子ども読書の日フェアですけれども、この間のそうした利用者等が、どういう傾向にあるのか参考に教えていただければということ、当然、児童・生徒ないし親の負担になってはいけないのですが、夏であれば夏の読書感想文とかに関連してあったりするのですが、特に学校の行事と無理やり関連づける必要はないかと思うのですが、そうした学習能力の向上にもある程度寄与しているのであれば、フェアとして打ち出して、先ほど石田しんご委員からありましたけれども、そのアプローチの仕方によっては、全然そうだと知らなかったとか、シールをシート1枚もらってとか、しおり1枚もらって、それだけで終わってしまうとか、この間、公明党としても、読書の推進につながるような提案等をいろいろしているのですが、実際その部分につながるような関連した取り組みとかというのは、この間あったのかどうかというのを含めて、教えていただければと思います。

○横山品川図書館長

利用者の傾向という意味では、日ごろから図書館をご利用になる子どもたち、家族の方が、圧倒的に多い形になります。ですので、ホームページや広報しながらでお伝えする以前に、もう館内の掲示でお知りになって、申し込み等がある状況です。

また、学力との関連なのですが、夏に行いました「読書の木」、読書のスタンプラリーで本を3冊読んでスタンプを集めると、ノートがもらえるという催しをしましたときに、あわせて、そのときの感想を短いですが書いてもらって、その書いてもらったものを集めて貼って、読書の木ということで図書館の中で掲示して、ほかの人にも見ってもらうという試みをしています。また、各図書館で、自由研究であるとか学習の支援という形で、勉強を手伝うというような夏の試みというものも、工夫して行ったりして、学校の勉強とのリンクというのを図りながら行っております。

またご案内のように、学校図書館との連携をしておりますので、スタッフもいろいろなところで交流できるような形をとっています。そこで形になって、こういう行事というのは、なかなかないですけども、日ごろの連絡をとり合って、例えば、ケアが必要なお子さんであるとか、情報共有しながら一緒に後ろで見守るような形での協力の仕方をさせていただいております。

○つる委員

今、最初のほうにあった周知といいますか、参加者については、常日ごろ図書館を利用されています。私の子どもは小学校の学校図書館で本を借り、それを読んで、また次の本にするという、それはそれで

学校図書館があって、そこを活用させていただいていたのですが、いろいろなアプローチといいたしよ
うか、特にこの9月、よく一般的、全国的にも言われる不登校、9月に学校へ行きたくないとか、その
受けとめ先としても、サードスペースというか、図書館がそういう位置づけになっているところとい
うのは、よく言われることです。そういった子どもでありますとか、ふだんなかなか図書に手がつかない
子どもたちへのアプローチ。これは学校図書館だけではない、地域の図書館がそういう子どもたちにど
うアプローチをしていくかということ。

あとは、特に今、すまいるスクールの利用率が多くなっていると思うのですけれども、子どもたちの
放課後の過ごし方という中で、例えば図書館で、今いろいろ学校関係とのコラボとか連携をとという話
がありましたけれども、図書館のスペース的な問題もあるのですが、特にそういった配慮が必要な子ども
だけではなく、幅広く子どもたちの居場所になるような取り組みについても、図書館で担っていける
いいのではないかと思います。いろいろなところで今、子ども図書館、品川区も名前こそども図書館
ができましたけれども、言葉はあまりよくないですが、受け皿、いる場所としての図書館の、より一層
の発展という意味で、そういう活用の仕方というのはあるのではないのでしょうか。

そこが当然、読書に触れることで、お伝えしたとおり、学習能力にプラス効果があるわけですから、
そのあたりの今後の強化策とか、当然こういうフェアは毎年、年間を通していろいろなあるわけです
ので、そのあたりについて何かお考えか教えてください。

○横山品川図書館長

委員ご指摘のとおり、これから図書館が、子どももそうですし、あらゆる世代の方の居場所といいま
すか、心安らいで、そこで自分の興味を広げていく場になっていくというのは、非常に大切なことだ
と思っております。特に子どもについて、品川区においては子ども読書活動推進計画、図書館ではそれだ
けですので、その改訂を平成31年度までの計画期間後に予定しておりますが、そちらの中で、より広
げていかなければならないですし、また、図書館でスタッフが日常の作業をしながら子どもを受け入
れるだけだと、なかなか難しいので、先進的な図書館でやっている図書館コンシェルジュでありますとか、
保育士ではないですけれども、子ども向けに相手をして、お話や、おはなし会をしたり、相談に乗っ
たりというような人の要員配置も、将来的には検討するような課題だと思っております。

○つる委員

前に、児童センター等で読み聞かせをやっているグループが、大きな本の持ち運びが大変なので、図
書館で取り次ぎ等ができるといいのですけれどもと提案させていただいたことがありました。先ほど移
動図書館という話もありましたけれども、中国などは図書館の自動販売機があつたりとかするのです。
購入ではなく、借りるというのがあつたりとかして、そういう公共的な形で、例えば駅前も取り次ぎ
コーナーをつくっていただいているのですけれども、より一層いろいろな場所で、公共の図書に触れて
いただく機会を増やしていく。

それで、今ご答弁いただいたような形で、児童センターとか、すまいるスクールとか、そういったと
ころだけではなく、本当に子どもたちがほっとできる、安らげる、まさにサードスペース的な形で、品
川区の図書館も今後、そうしたところへの発展・強化に力を入れていただきたいと思います。またあら
ゆる機会を通じて、いろいろな自治体の先進事例も今、ご答弁ありましたけれども、それを参考にして
いただきながら、年間を通じていろいろな機会にあるフェア等を、一つひとつ発展のステップの機会に
ぜひしていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○高橋（し）委員

いろいろ出たのですが、2つだけ伺います。小学校・中学校の図書館に行くと、今お話があったような秋の読書フェアをやっているとか、秋の子ども読書の日フェアをやっているということは、チラシが貼られたりしてわかるのでしょうか。児童・生徒が、学校の図書館で今こういうフェアをやっているのだということが、すぐにわかるようになっているのかということです。それからもう一つは、さきほど18歳までが対象範囲だとおっしゃったので、区内には公立・私立の高校があると思うのですが、そちらでも、区立図書館でこういうことをしているというのが在校生にわかるのでしょうか。

それからもう一つは、先ほど学校と連携しているというお話があったのですが、区立の小学校・中学校で、特に2番の読書フェア、その図書館に来る小学生などは、特にある程度、学校が限定されると思うのですが、そちらとテーマをそろえて、学校の図書館とのコラボというか、そういうところを具体的に進められているところがあれば、その例を教えてくださいと思います。

○横山品川図書館長

小学校・中学校の学校図書館で直接お知らせするような形には、今なっておりません。あくまでも図書館からの発信という形にはなります。ただ、学校図書館のスタッフとの連絡等ございますので、学校図書館で学校案内をつくる時にに入れていただくであるとか、あと、校長会を通じて学校にお知らせしておりますので、学校のほうでお知らせいただくような場面等はございます。また、例えば地域センターで発行している地域ニュースのお知らせの中に盛り込むという形で、直接ではないですが、お知らせをしております。

申しわけないのですが、高校の部分については、今なかなか手が回らなくて、『L i L i L i』という広報誌を発行はしているのですが、直接の行事を学校・高専向きにお知らせするようなルートがまだありません。広報しながわや統合チラシ、ホームページ等でお知らせして、それを見ていただいて、なるべく来ていただくような形をとらせていただいております。こちらの部分についても、これから力を入れていかなければいけないと考えます。

○高橋（し）委員

いろいろありがとうございました。2番の秋の読書フェアで、「図書館へ行こう」とか、「図書館で秋を満喫しよう！」というのを図書館で言っているけれども、来ていただけないと思うので、先ほどの連携が見える形で、小学生向けのポスターとか、そういうのがいろいろできるのではないかと思いますので、課題として積極的にとおっしゃったので、ぜひ今後よろしく願いいたします。

○塚本委員長

ほかにご発言はありますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 品川区立図書館の特別整理期間について

○塚本委員長

次に、(3)品川区立図書館の特別整理期間についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○横山品川図書館長

それでは私から、品川区立図書館の特別整理期間についてご案内申し上げます。こちらは年に1回、

どの図書館でも館内整理日を設け、全図書のチェックをする期間が必要で、その間、休館をさせていただくことがございますので、一覧表にしてご案内いたします。

今回、大崎図書館は、開館準備前に特別整理期間に行う整理が終わっておりますので、大崎図書館以外について、こちらの予定で実施させていただきます。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) 品川図書館エレベータ改修工事について

○塚本委員長

次に、(4)品川図書館エレベータ改修工事についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○横山品川図書館長

では、品川図書館エレベータ改修工事についてご案内申し上げます。品川図書館内に2機あるエレベータ、表にある区民の方ご利用のエレベータのほかに、バックヤードに職員用エレベータがあり、そちらで荷物の上げおろしを行っておりますが、両方とも老朽化しておりますので、危険のないよう、今年、時期をずらして改修させていただきます。

主に区民の方にご不便をかけます期間は、3の工事期間に記載してございます利用者用エレベータで、11月1日から12月末までとなっておりますので、ご不便を最小限に抑えるために、階段の利用が困難な来館者の方には、4にありますように、職員用エレベータをご案内・誘導するという事で、こちらに要員を配置し、裏にあるバックヤードの職員用エレベータをご案内するような形で、工夫で対処してまいりたいと思っております。周知につきましては、10月11日号広報しながら他でご案内する予定でございます。あわせて、品川図書館内の誰でもトイレの改修工事も順次行います。

また、この間、システムリプレースを行っており、年末の時期については、そういう意味でいろいろご不便をおかけすることがありますので、利用者の方には丁寧にご説明をしてまいろうと思っております。

○塚本委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○飯沼委員

一番下書いてある誰でもトイレの3カ所というのは、1フロアに1カ所ということで、新たに誰でもトイレを設けるといことなんでしょうか。

○横山品川図書館長

各フロアに1カ所ございますので、改修工事をいたしまして、オストメイトほかの設備をつけていくような予定でございます。

○飯沼委員

今、誰でもトイレというのは、いろいろな方が本当に不便なく使えるように、結構いろいろなものをつけられています。おむつ交換する台、着がえができるようなところなど、いろいろタイプがあるのですが、前にも車椅子を利用されている方が、いろいろ設備がつくと、車椅子が中で回れないとか、いろいろあちこちで起こったりするので、ぜひその辺は、利用者の声とか、実際に意見を聞いて、いいものを使っていただいて、せっかく改修するので、いろいろな方が本当に便利に使えるようにしていただきたいです。特に、車椅子も電動だと大きくて、ひっかかってしまったり、回転できなくて使えない等あるので、ほかのフロアに行ったりとか、大騒ぎになるので、ぜひご意見を聞いていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○横山品川図書館長

ご意見いただきましてありがとうございます。そういう意味では、品川図書館のトイレも狭いです。3カ所あるうち、4階のトイレが一番広いので、そちらについてはある程度、車椅子で入ってもご不便ないような形で、オストメイト等の設備ができるのですが、2階・3階については狭くて、なかなか着がえの場所等をつけることができないので、最小限の改修という形で対応してまいりたいと思っています。

○飯沼委員

ぜひ、利用される方も、ある程度決まって来ている方なので、ご周知をよろしく願いいたします。

○塚本委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

2 その他

○塚本委員長

最後に、予定表2のその他を議題に供します。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

なければ、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午後1時58分閉会